

「死亡を原因とした給付」 遺族基礎年金 未支給年金 死亡一時金・寡婦年金

業務支援ツールの使い方

チャプタータイトル ♪～

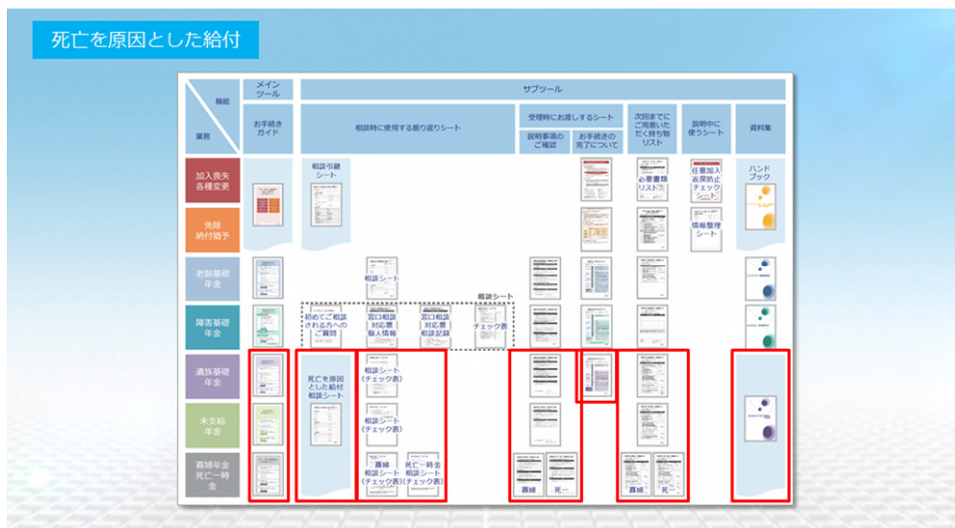
死亡を原因とした給付

The image shows three panels of business support tools for death-related benefits, with a woman in a blue suit standing next to them.

- 遺族基礎年金 お手続きガイド**
 - 手続に必要な要件などの確認
 - 遺族基礎年金の受取り手続きにあたって、必要な要件などもご確認ください。
 - 年金の受取り内容の確認
 - 遺族基礎年金の受取り内容を確認いただけます。
 - 請求書について準備
 - 請求書は、遺族の住所が変更された場合は、必ず変更届を提出してください。
 - 請求書について提出と審査事項の確認
 - 請求書は、提出後、審査が行われます。
- 未支給年金 お手続きガイド**
 - 手続に必要な要件などの確認
 - 未支給年金の受取り手続きにあたって、必要な要件などもご確認ください。
 - 年金の受取り内容の確認
 - 未支給年金の受取り内容を確認いただけます。
 - 請求書について準備
 - 請求書は、遺族の住所が変更された場合は、必ず変更届を提出してください。
 - 請求書について提出と審査事項の確認
 - 請求書は、提出後、審査が行われます。
- 死亡一時金・寡婦年金 お手続きガイド**
 - 手続に必要な要件などの確認
 - 死亡一時金、寡婦年金の受取り手続きにあたって、必要な要件などもご確認ください。
 - 年金の受取り内容の確認
 - 死亡一時金、寡婦年金の受取り内容を確認いただけます。
 - 請求書について準備
 - 請求書は、遺族の住所が変更された場合は、必ず変更届を提出してください。
 - 請求書について提出と審査事項の確認
 - 請求書は、提出後、審査が行われます。

MC :

これから、「死亡を原因とした給付」に関する業務支援ツールについて説明していきます。死亡を原因とした給付には、遺族基礎年金、未支給年金、死亡一時金、寡婦年金があり、それぞれに対応した業務支援ツールが用意されています。



MC :

「死亡を原因とした給付」に関する業務支援ツールには、

- 「お手続きガイド」
- 「死亡を原因とした給付 相談シート」
- 「相談シート（チェック表）」
- 「説明事項のご確認」
- 「お手続きの完了について」
- 「必要書類リスト」
- 「ハンドブック」

がありますので、まずはこれらのツールについて順番に確認していきましょう。



MC : (お手続きガイド)

「死亡を原因とした給付」のお手続きガイドは、「遺族基礎年金のお手続きガイド」「未支給年金のお手続きガイド」「死亡一時金・寡婦年金のお手続きガイド」に分かれています。それぞれのお手続きガイドは、来訪目的を確認するときにお見せする「お手続きガイド（表紙）」、受給要件の確認や受給内容の案内、請求のための手続きと必要書類について具体的に説明するための各「お手続きカード」、そして、請求書などの記入例や必要書類の見本などで構成されています。

それぞれのカードは、来訪者のニーズにあわせて個別に提示し案内することを想定しており、窓口業務の経験が少ない担当者でもわかりやすく円滑に案内できるように工夫されています。

死亡を原因とした給付

相談シート（全共通）

請求順位チェックシート

MC：（死亡を原因とした給付 相談シート（全共通））

死亡を原因とした給付に関して共通して用いるこの相談シートは、亡くなった方の遺族が来訪した場合に、死亡を原因とした給付、つまり、遺族基礎年金、未支給年金、死亡一時金、または寡婦年金のいずれかを受け取れる可能性があるかどうか最初に判断するためのツールです。

来訪者が、亡くなった方の配偶者、子、またはそれ以外の3親等以内の親族であった場合に、この相談シートや「請求順位チェックシート」を用いて情報を整理し、その方が受け取れる可能性のある年金の種類を絞り込みます。亡くなった方との続柄によって請求できる年金の種類が異なりますので、次に説明するお手続きカード「遺族（請求者）の範囲」を参考にしてください。

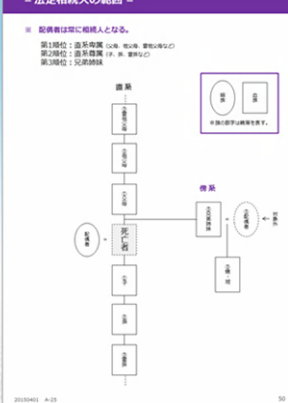
実際に年金を受け取れるかどうか具体的な要件の判定は、それぞれの年金（または一時金）ごとに用意された「相談シート（チェック表）」を用いて行ってください。

死亡を原因とした給付

～ 請求者の遺族の範囲 ～



～ 法定相続人の範囲 ～



MC：（遺族（請求者）の範囲／法定相続人の範囲）

死亡を原因とした給付の各お手続きガイド巻末には、それらの給付を請求できる遺族の範囲が掲載されています。さきほど説明した相談シートとあわせて、来訪者が請求できる可能性のある年金の種類を確認する際に活用してください。また、法定相続人の範囲についても掲載しており、年金を請求できる遺族の範囲との違いが説明できるようになっています。

なお、亡くなった方と3親等の傍系血族である叔父・叔母または甥・姪とが内縁関係にあった場合、原則として事実婚関係は認められませんが、内縁関係がおおむね40年程度以上の長期間にわたって安定的に継続されてきたことなど一定の要件を満たす場合には、例外的に事実婚関係が認められる可能性があることを知っておくとよいでしょう。

死亡を原因とした給付

相談シート（チェック表）

遺族基礎年金

未支給年金

死亡一時金

寡婦年金

MC：（相談シート（チェック表））

「相談シート（チェック表）」は、死亡を原因とした給付を受けられる可能性のある方について、より具体的に要件への当てはめを行うためのツールです。このシートは、年金請求書を提出するまでに確認する必要がある項目を記載しています。これらの項目についてチェックに漏れがないように注意してください。

死亡を原因とした給付

説明事項のご確認

遺族基礎年金

未支給年金

死亡一時金

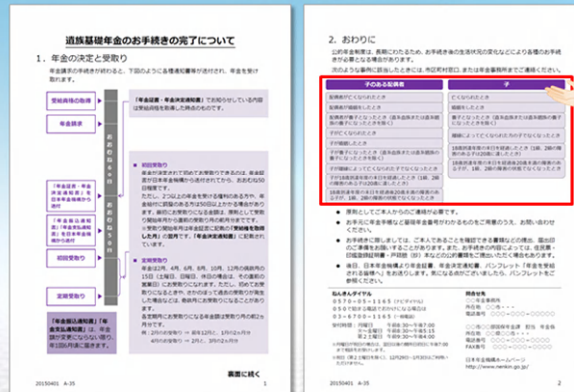
寡婦年金

MC：（説明事項のご確認）

「説明事項のご確認」は、手続き完了時、説明すべき重要事項について来訪者と一緒に確認するためツールです。チェックを入れながら1つずつ確認してください。このシートには来訪者の同意を得たうえで確認のサインを受領することを推奨しています。

死亡を原因とした給付

遺族基礎年金のお手続きの完了について



MC：（お手続きの完了について）

「お手続きの完了について」は、遺族基礎年金にのみ用意されており、請求手続きが完了した方へ請求後年金を受け取るまでの流れを説明する際に使用します。また、遺族基礎年金を受けている方や年金の加算金額の対象となっている「子」が亡くなったり婚姻をしたりしたときなど請求手続き後の状況に変化が生じた場合は、市町村窓口または年金事務所へ連絡していただく必要があることが記載されています。

死亡を原因とした給付

必要書類リスト

The image displays four sample pages from the Japanese National University Entrance Examination (国大入試) application materials. Each page contains a table with columns for 'Applicant's Name' (氏名) and 'Applicant's Address' (住所). The tables are organized into sections for different types of applicants, including those who are currently attending university, those who have graduated, and those who are currently working. The pages also include various forms for applicants to fill out, such as a 'Statement of Intent' (志願書) and a 'Statement of Financial Status' (経済状況). The pages are numbered 1 through 4, and each page has a title indicating its purpose, such as '国大入試 志願書記入欄' (National University Entrance Examination Application Form) and '国大入試 志願書記入欄' (National University Entrance Examination Application Form).

遺族基礎年金

未支給年金

死亡一時金

寡婦年金

MC：(必要書類リスト)

必要書類リストは、手続きが完了しなかった場合に、次回来訪時または郵送等でご用意いただきたい資料を取りまとめたものです。このリストにチェックを入れて来訪者にお持ち帰りいただくことで、被保険者・受給者からの窓口への問い合わせを減らし事務の円滑化を図ります。

「説明事項のご確認」、「お手続きの完了について」、および「必要書類リスト」については、どれもお持ち帰りいただくことを想定しています。

遺族基礎年金 Guide ～お手続きガイド解説～

お手続きガイド (表紙) お手続きカード (表紙)



遺族基礎年金 お手続きガイド

お手続きガイド (表紙) の内容:

- お手続きに必要な要件などの確認 (遺族基礎年金の受給要件を確認し、必要な書類を揃えてください。)
- 年金の受取り方法の確認 (遺族基礎年金の受取り方法を確認し、必要な書類を揃えてください。)
- 遺族基礎年金の手続き (遺族基礎年金の手続きを確認し、必要な書類を揃えてください。)
- 遺族基礎年金の受取りと遺族基礎年金の手続き (遺族基礎年金の受取りと遺族基礎年金の手続きを確認し、必要な書類を揃えてください。)

遺族基礎年金 お手続きカード

お手続きカード (表紙) の内容:

- お手続きに必要な要件などの確認 (遺族基礎年金の受給要件を確認し、必要な書類を揃えてください。)
- 年金の受取り方法の確認 (遺族基礎年金の受取り方法を確認し、必要な書類を揃えてください。)
- 遺族基礎年金の手続き (遺族基礎年金の手続きを確認し、必要な書類を揃えてください。)
- 遺族基礎年金の受取りと遺族基礎年金の手続き (遺族基礎年金の受取りと遺族基礎年金の手続きを確認し、必要な書類を揃えてください。)

MC : (お手続きガイド)

ここからは、「遺族基礎年金」「未支給年金」「死亡一時金・寡婦年金」の各「お手続きガイド」について具体的に説明していきます。まず、遺族基礎年金の「お手続きガイド」について見ていきましょう。

遺族基礎年金のお手続きガイドには No.1から No.13のお手続きカードが含まれており、受給要件や手続きなどについて具体的な説明を行うことができます。

遺族基礎年金 Guide ～お手続きガイド解説～

No.1-1 年金を受け取るための3つの要件 No.1-2 年金を受け取るための3つの要件



No.1-1 年金を受け取るための3つの要件

遺族の要件 (1) 子のある配偶者 (2) 子 (3) 亡くなった方の被保険者等要件

No.1-2 年金を受け取るための3つの要件

亡くなった方の被保険者等要件 (1) 死亡した方の被保険者等要件 (2) 死亡した方の被保険者等要件 (3) 死亡した方の被保険者等要件

MC : (No.1 年金を受け取るための3つの要件)

No.1のお手続きカードは、遺族基礎年金を受け取るための3つの要件、つまり、「遺族の要件」「亡くなった方の被保険者等要件」および「亡くなった方の保険料納付要件」について概略を説明しています。亡くなった方の遺族が、遺族基礎年金を受け取ることができる可能性があるかどうかをこのカードを使って説明してください。これらの要件に該当しそうな場合は、No.2～No.4のカードを使って具体的に確認していきます。

「子」は、年齢要件を満たしている場合でも現に婚姻していないことが必要です。配偶者の連れ子が亡くなった方と養子縁組していない場合は「子」に該当しません。

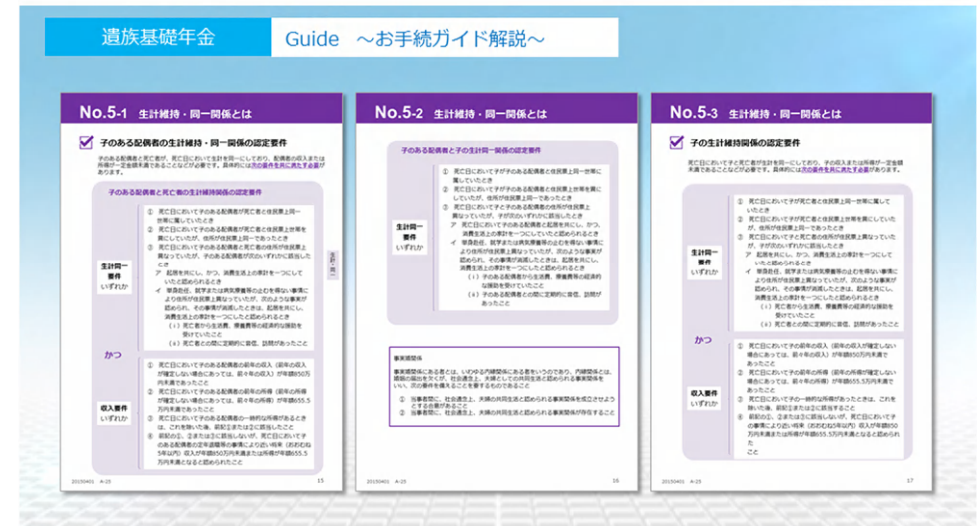
また、死亡日において国民年金第1号被保険者であった方が、遺族厚生年金の受給要件を満たす場合もあります。遺族厚生年金の要件に該当する場合には年金事務所等を案内してください。



MC : (No.4 亡くなった方の保険料納付要件)

No.4のカードは、亡くなった方の保険料納付要件について説明しています。原則である3分の2以上の納付要件と特例である直近1年間に未納がないという要件の2つについて、具体例を示した図を用いて説明することができます。保険料納付要件を満たさない場合など、具体的な説明が必要なときにこのカードを使用してください。

死亡日の前日における納付状況に基づいて納付要件を判定するため、死亡日以後に保険料の納付や免除申請をしても納付要件の判定対象とならないことを説明してください。



MC : (No.5 生計維持・同一関係とは)

No.5のカードは、生計維持・生計同一関係の認定要件について説明しています。子のある配偶者または子と死亡者の生計維持・同一関係の認定要件について、および子のある配偶者と子の生計同一関係の認定要件について記載しています。

子のある配偶者と死亡者、子と死亡者の関係においては生計同一要件と収入要件のどちらも満たす必要があることを説明してください。死亡の当時、死亡者と遺族が別居していた場合には、申立書の提出に加えて事実婚関係・生計同一関係を証明する書類や第三者証明が必要であることを案内してください。

遺族基礎年金 Guide ～お手続きガイド解説～

No.6-1 いくら？－年金額の計算－

子の有る配偶者が受け取れる年金額（平成27年度の額）

基本額（年額）780,100円＋子の加算額

※ 基本額と子の人数に応じて加算した額を受け取れます。

＜子の加算額＞

子の人数	基本額	加算額	年額（月額）
1人	780,100円	224,500円	1,004,600円（83,716円）
2人	780,100円	449,000円	1,229,100円（102,425円）
3人	780,100円	523,800円	1,303,900円（108,658円）
4人以上	780,100円	1,303,900円	2,087,000円（173,917円）

※ この場合、配偶者は年間で780,100円＋523,800円＝1,303,900円を受け取ることができます。

No.6-2 いくら？－年金額の計算－

子が受け取れる年金額（平成27年度の額）

基本額（年額）780,100円＋子の加算額

※ 基本額と子の人数に応じて加算した額を受け取れます。

＜子の加算額＞

子の人数	基本額	加算額	年額（月額）
1人	780,100円	224,500円	1,004,600円（83,716円）
2人	780,100円	449,000円	1,229,100円（102,425円）
3人	780,100円	523,800円	1,303,900円（108,658円）
4人以上	780,100円	1,303,900円	2,087,000円（173,917円）

※ この場合、子はそれぞれ年間で（780,100円＋299,300円）×3＝2,087,000円を受け取ることができます。

MC：（No.6 いくら？－年金額の計算－）

No.6のカードは、子の有る配偶者または子が受け取れる年金額について記載しています。基本額に子の人数に応じた加算額が加算されますが、保険料納付済期間とは関係なく一定額となります。

子の有る配偶者が受け取る場合は配偶者が加算を含めた遺族基礎年金の全額を受け取り、子が受け取る場合は全額を子の人数で割った額をそれぞれの子が受け取ります。

遺族基礎年金 Guide ～お手続きガイド解説～

No.7-1 いつから受け取れる？

いつからいつまで受け取れるのか

亡くなった方の死亡の日から前月の翌月分まで受け取り開始され、権利が満了した月まで受け取ることができます。

例：死亡日が4月20日の場合
5月分からの受取となります。

4月 5月以降
4/20 翌月分から受取り 権利が満了

※ 1 喪失停止が解除された場合は喪失停止が解除された日の前月の翌月分から受取りが開始され、権利が満了した月まで受け取ることができます。

※ 2 喪失停止が解除された場合は喪失停止が解除された日の前月の翌月分から受取りが開始され、権利が満了した月まで受け取ることができます。

No.7-2 いつから受け取れる？

いつから入金されるか

＜最初の入金＞

- ・ 配偶者が亡くなった日（または前営業日）に入金されます。
- ・ 最初の受け取りは、受取の開始月から遡って偶数月の毎月分までです。

例：受取開始が5月に取扱い、最初の入金が9月である場合

5月 6月 7月 8月 9月
受給権発生日 受取り開始月 年金証書受領 遡上の偶数月 9/15

＜通常の入金＞

8月 9月 10月
10/15

MC：（No.7 いつから受け取れる？）

No.7のカードは、年金をいつから受け取れるか、実際にいつ入金されるか説明しています。いつまで受け取れるかについては No.9のお手続きカードを参照してください。

通常の入金は偶数月の15日（または前営業日）となりますが、最初の入金は奇数月となる場合があることに留意してください。

遺族基礎年金 Guide ～お手続きガイド解説～

No.8-1 支給が停止される場合

☒ 子のある配偶者の支給が停止される場合とは

遺族基礎年金は、亡くなられた方の配偶者の状況の変化により、支給が停止されます。

- 1 子のある配偶者が1年以上所居不問で、その子が支給停止の申請を行ったとき
- 2 子のある配偶者が自らの意思で支給停止の申請を行ったとき (図3)
- 3 子のある配偶者が労働基準法による遺族補償を受けられるとき

(図3) 既に老後の生活費をどの程度に予定し、死亡の申請を行った場合

(図4) 死亡者 → ①子のある配偶者 → ②子

No.8-2 支給が停止される場合

☒ 子の支給が停止される場合とは

遺族基礎年金は、亡くなられた方の子の状況の変化により、支給が停止されます。

- 1 子のある配偶者が労働基準法による遺族補償を受けられるとき (図3)
- 2 子の1年以上所居不問で、他の子が支給停止の申請を行ったとき
- 3 子が1年以上所居不問で、他の子が支給停止の申請を行ったとき
- 4 子が自らの意思で支給停止の申請を行ったとき

(図5) 死亡者 → (元)配偶者 → 子

MC : (No.8 支給が停止される場合)

No.8のカードは、亡くなられた方の配偶者または子の状況の変化によって、支給が停止される場合について記載しています。ここに記載された状況に該当する場合には遺族基礎年金の支給が停止されます。

特に、子のある配偶者が受給権者であるとき、および子がその父または母と生計を同一にしているときは、子の支給が停止されることを説明してください。

遺族基礎年金 Guide ～お手続きガイド解説～

No.9-1 いつまで受け取れる？

☒ 子のある配偶者

遺族基礎年金は、亡くなられた方の配偶者の状況の変化により受け取れなくなります。また、子の状況の変化に応じて、その翌月から加算額が改定されます。

配偶者の状況 → 下記の状況のいずれかに該当したときは、その翌月から年金が受け取れなくなります。

☒ 子

遺族基礎年金は、亡くなられた方の子の状況の変化により受け取れなくなります。

子の状況 → 下記の状況のいずれかに該当したときは、その翌月から年金が受け取れなくなります。

- 1 亡くなったとき
- 2 婚姻をしたとき
- 3 養子となつたとき (遺族補償または遺族補償の権利がなくなったときを除く)
- 4 労働によって、亡くなられた方だけになったとき
- 5 労働基準法による労働基準法による遺族補償を受けられるとき (1級、2級の労働者の場合でなくなったとき)
- 6 労働基準法による労働基準法による遺族補償を受けられるとき (1級、2級の労働者の場合でなくなったとき)

20歳に達したとき → 20歳誕生日の前日

MC : (No.9 いつまで受け取れる？)

No.9のカードは、子のある配偶者または子の状況の変化によって遺族基礎年金を受け取れなくなる場合について記載しています。また、子のある配偶者は子の状況の変化に応じて加算額が改定されることも説明が必要です。

すべての子が加算の対象でなくなったときに、子のある配偶者は年金が受け取れなくなることを説明してください。

遺族基礎年金 Guide ～お手続きガイド解説～

No.10-1 死亡の推定と失踪宣告

☒ 死亡の推定
船難または航空機墜落、震災、もしくは行方不明となった方が死亡したものと推定された場合は、その死亡の日が受給権発生の日となります。死亡の推定は、その死亡の日が受給権発生の日となります。死亡の推定は、その死亡の日が受給権発生の日となります。

No.10-2 死亡の推定と失踪宣告

☒ 失踪宣告
行方不明から7年が経過した日付が死亡とみなされます。

要件判定日

	死亡の推定	普通失踪	特別失踪
遺族の要件（生計維持関係含む）		行方不明日	
亡くなった方の被保険者等要件		行方不明日	
亡くなった方の保険料納付要件	行方不明日		
身分関係		失踪宣告日	危難が去った日
年齢			
障害状態			

MC：(No.10 死亡の推定と失踪宣告)

No.10のカードは、死亡の推定および失踪宣告の取扱いについて説明しています。船舶が沈没したり航空機が墜落したりして行方不明となった方が死亡したものと推定された場合、および何らかの事情で行方不明となった方が失踪宣告を受けた場合の受給権発生日や受給要件等の判定日について記載されています。

「死亡の推定」と「普通失踪」または「特別失踪」とでは、それぞれ要件判定日が異なることに注意してください。

遺族基礎年金 Guide ～お手続きガイド解説～

No.11-1 交通事故等による死亡の場合の支給停止期間

損害賠償を受けた場合は、年金が一定期間受け取れなくなります。

☒ 受け取れなくなるケース

年金支給の停止は、事故発生日からです。

1. 損害賠償金受取等により遺族基礎年金の受取りが再開した場合
支給停止期間が終了するまで支給が停止されます。

2. 遺族基礎年金の受取りが再開した場合に、損害賠償金の受取りが再開した場合
損害賠償金を受取り、その日から支給停止期間が終了するまで年金が支給停止されます。その後、この期間が経過するまで年金の半額が支給されます。

☒ 支給停止される金額

損害賠償金のうち、主たる収入に相当する金額のみが停止されます。
配偶者、扶養親族とは別枠です。

MC：(No.11 交通事故等による死亡の場合の支給停止期間)

No.11のカードは、交通事故等による事故で死亡した場合に損害賠償を受けたときの支給停止について説明しています。損害賠償を受けたときは、年金が一定期間受け取れなくなる場合があることを説明してください。

MC : (No.12 請求後の流れ)

No.12のカードには、遺族基礎年金の請求手続き後、年金を受け取れるようになるまでのスケジュールを記載しています。遺族基礎年金請求書を受理した際、このカードを使って年金を受け取るまでの流れを説明してください。

年金証書・年金決定通知書やその他通知書等の見本も掲載しています。

MC : (No.13 複数の年金を受け取る権利があるとき)

No.13のカードは、遺族基礎年金以外の年金を受け取る権利があるときの併給調整について説明しています。「一人一年金の原則」により、いずれか1つの年金を選択する必要があること、「年金受給選択申出書」の提出が必要になることを説明してください。

なお、65歳以後については、老齢基礎年金と遺族厚生年金、または障害基礎年金と遺族厚生年金は、あわせて受けることができます。

遺族基礎年金

Guide ～お手続きガイド解説～



MC：（請求書等記入例）

お手続きガイドの後半には、請求書等の記入例や必要書類の見本が掲載されています。提出いただく書類について案内する際に使用してください。

遺族基礎年金

Guide ～お手続きガイド解説～



MC：

その他、巻末には年齢早見表や年金請求窓口の案内などが掲載されています。

亡くなった方の、亡くなった日における被保険者区分によって請求窓口が異なります。第2号被保険者または第3号被保険者であった方が亡くなった場合や遺族厚生年金の受給要件に該当する場合には、年金請求窓口は年金事務所となります。

未支給年金

Guide ～お手続きガイド解説～

お手続きガイド（表紙）

未支給年金
お手続きガイド

- ☒ 手続きに必要な条件などのご確認
未支給年金の受給が手続きにあたって、必要な条件が有るご確認いただけます。
- ☒ 年金の受取方の内容のご確認
未支給年金の受取方の内容が有るご確認いただけます。
- ☒ 請求書類のご準備
請求書は受給の条件が満たされた場合は受給資格で確認いただくこととなり、お支払方法については受給資格が満たされた場合に必要となります。
[請求書提出方法](#)
- ☒ 請求書類のご送付と重要事項のご確認
請求書提出のご送付と請求書提出にあたっての重要事項についてご確認いただけます。
[請求書提出の注意](#)

2023/04/01 第 2 版

1

お手続きカード（表紙）

未支給年金
お手続きカード

- ☒ 手続きに必要な条件などのご確認
未支給年金の受給が手続きにあたって、必要な条件が有るご確認いただけます。
[01 手続きの条件](#) [P.01-1](#)
- ☒ 年金の受取方の内容のご確認
未支給年金の受取方の内容が有るご確認いただけます。
[02 年金の受取方](#) [P.02-1](#)
- ☒ 請求書類のご準備
請求書は受給の条件が満たされた場合は受給資格で確認いただくこととなり、お支払方法については受給資格が満たされた場合に必要となります。
[03 請求書の準備](#) [P.03-1](#) [04 請求書の送付](#) [P.04-1](#)
- ☒ 請求書類のご送付と重要事項のご確認
請求書提出のご送付と請求書提出にあたっての重要事項についてご確認いただけます。
[05 請求書の送付](#) [P.05-1](#) [06 重要事項](#) [P.06-1](#)

2023/04/01 第 2 版

3

次は、「未支給年金 お手続きガイド」の具体的な内容を見ていきましょう。未支給年金のお手続きガイドは、No.1から No.3のお手続きカードと請求書等記入例などで構成されています。

未支給年金

Guide ～お手続きガイド解説～

No.1-1 年金を受け取るための要件

☒ 遺族の要件

死亡直前に、亡くなった者と生計を共にしていたと認められることです。

順位	遺族
1	配偶者
2	子
3	父母
4	孫
5	祖父母
6	兄弟姉妹
7	上記以外の 3親等内の親族

- ・未支給年金を受ける順位は、1～7の順です。未支給年金を受け取ることができる先順位者がいる場合には、後順位者は受け取るができません。
- ・未支給年金を受けるべき同順位の遺族が2人以上いる場合であって、そのうち1人がした未支給年金の請求は、全員ののためにその全額についてしたものとみなされます。
- ・遺族の年齢制限はありません。
- ・該当する遺族がいない場合は、「死亡届」のみ提出ください。

No.1-2 年金を受け取るための要件

☒ 生計同一関係の認定要件

1. Aが配偶者または子

者と被扶養者同一世帯に暮らしていた

者と被扶養者同一世帯に暮らしていた
のであったとき

者の住所が被扶養者と同一であったとき

・被扶養者の生計を一としていたとき

は、被扶養者の住所が被扶養者の住所と同一であったとき

・被扶養者の住所が被扶養者の住所と同一であったとき

・被扶養者の住所が被扶養者の住所と同一であったとき

・被扶養者の住所が被扶養者の住所と同一であったとき

・被扶養者の住所が被扶養者の住所と同一であったとき

・被扶養者の住所が被扶養者の住所と同一であったとき

・被扶養者の住所が被扶養者の住所と同一であったとき

・被扶養者の住所が被扶養者の住所と同一であったとき

・被扶養者の住所が被扶養者の住所と同一であったとき

・被扶養者の住所が被扶養者の住所と同一であったとき

・被扶養者の住所が被扶養者の住所と同一であったとき

・被扶養者の住所が被扶養者の住所と同一であったとき

亡くなった方と生計を同じくしていた3親等内の親族であれば未支給年金を受け取れる遺族の範囲に含まれますが、先順位者や同順位者がいないかどうか注意が必要です。同順位者が2人以上いる場合、そのうち1人が行った請求は全員のためにその全額についてしたものみなされることを説明してください。

また、住民票や戸籍簿などから、請求者のほかに先順位者や同順位者と思われる遺族が把握された場合には、生計同一関係の実態をより丁寧に確認する必要があります。

未支給年金 Guide ～お手続きガイド解説～

No.2-1 受取り内容

✓ 亡くなった方が年金を受け取っていた場合

亡くなった方が年金を受け取っていた年金請求者により、受け取れる年金額が異なります。

例1：8割月分まで受取った場合

8月 9月 10月
△ 10月15日 年金の10月分が受取可
△ 8月20日死亡 8月15日 8月分が受取可

例2：9割月分まで受取った場合

8月 9月 10月
△ 10月15日 年金の2ヵ月分が受取可
△ 9月20日死亡 9月15日 9月分が受取可

年金受給者が亡くなった場合には、市区町村窓口や日本年金機構への死亡届などの提出のほか、**金融機関へのお手続きも必要**となります。

No.2-2 受取り内容

✓ 亡くなった方が年金を請求していなかった場合

亡くなった方が年金を請求していなかった場合には、以下の年金を受け取ることができる場合があります。

1. 遺族基礎年金
遺族年金受給料を25年以上納付した方が死亡した場合に受け取ることができる年金です。

2. 障害基礎年金
障害年金に該当するに前日がある障害・12ヶ月間連続して障害になったときに受け取ることができる年金です。

3. 遺族厚生年金
一定の条件を満たした方が亡くなった場合に、遺族が受け取ることができる年金です。

4. 障害年金
一定の条件を満たした方が死亡した場合、10年以上継続して「事実上の障害状態」にあった者が、10年以上の障害状態にあり死亡したことが認められれば、遺族が受け取ることができる年金です。



MC：(No.2 受取り内容)

No.2のカードには、亡くなった方が年金を受け取っていた場合に何か月分が未支給年金となるのか具体例を掲載しています。

また、亡くなった方が受給権のある年金を請求していなかった場合には、遺族がその年金を受け取ることができる可能性があります。この場合には、未支給年金の請求とあわせて亡くなった方の年金請求手続きが必要となることを案内してください。

未支給年金 Guide ～お手続きガイド解説～

No.3-1 請求後の流れ

✓ 年金の決定と受取り

年金請求の手続きが完了すると自動的に各機関に通知され、年金を受け取れます。なお、受給条件に該当しなかった場合には「未支給決定通知書」が送付されます。

受給開始の決定
年金請求
「未支給【年金・保険給付】決定通知書」を日本年金機構から送付
受取り

★ 受取り
年金が決定されてお預けである場合は、通知書が送付されてからお預けの口座に振り込まれます。

受け取れる年金額は「未支給【年金・保険給付】決定通知書」で確認できます。

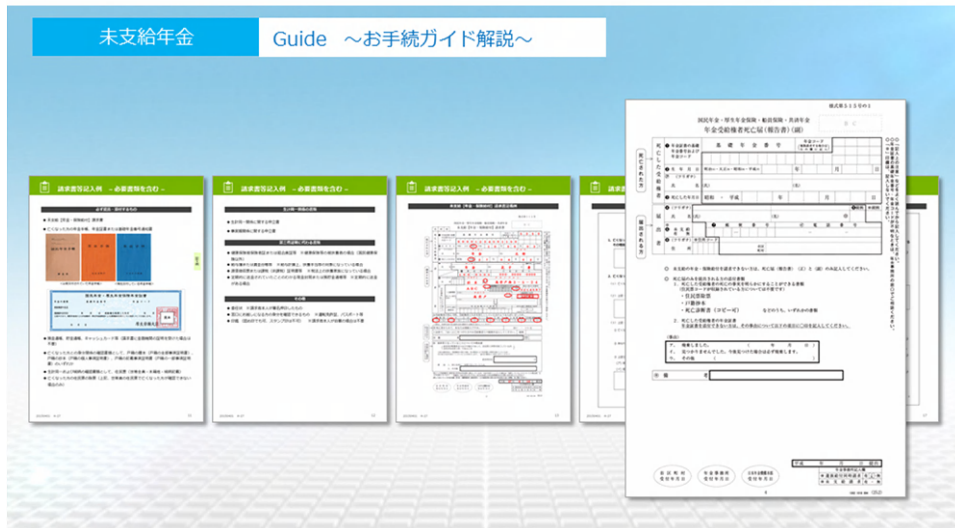
No.3-2 請求後の流れ

● 未支給【年金・保険給付】決定通知書



MC：(No.3 請求後の流れ)

No.3のカードには、未支給年金の請求手続き後、年金を受け取るまでの流れが記載されています。「未支給【年金（・保険給付）】決定通知書」にて支給金額が通知されますので、確認するよう案内してください。



MC : (請求書等記入例)

遺族基礎年金のお手続きガイドと同様に、必要書類の一覧、未支給【年金（・保険給付）】請求書の記入例や添付書類の見本が掲載されています。

請求書を提出する際は、複写になっている年金受給権者死亡届（報告書）も一緒に提出することを説明してください。

未支給年金

Guide ~お手続きガイド解説~

～年齢早見表～（平成27年4月1日～12月31日）

年齢	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳	21歳	22歳	23歳	24歳	25歳	26歳	27歳	28歳	29歳	30歳	31歳	32歳	33歳	34歳	35歳	36歳	37歳	38歳	39歳	40歳	41歳	42歳	43歳	44歳	45歳	46歳	47歳	48歳	49歳	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳	76歳	77歳	78歳	79歳	80歳	81歳	82歳	83歳	84歳	85歳	86歳	87歳	88歳	89歳	90歳	91歳	92歳	93歳	94歳	95歳	96歳	97歳	98歳	99歳	100歳
15歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳	21歳	22歳	23歳	24歳	25歳	26歳	27歳	28歳	29歳	30歳	31歳	32歳	33歳	34歳	35歳	36歳	37歳	38歳	39歳	40歳	41歳	42歳	43歳	44歳	45歳	46歳	47歳	48歳	49歳	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳	76歳	77歳	78歳	79歳	80歳	81歳	82歳	83歳	84歳	85歳	86歳	87歳	88歳	89歳	90歳	91歳	92歳	93歳	94歳	95歳	96歳	97歳	98歳	99歳	100歳

～年金請求窓口のご確認～

年金請求窓口のご確認

お亡くなりになった方が受給していた年金の種類によって、年金請求窓口は以下のようになっています。

亡くなられた方が受給していた年金の種類	請求窓口
老齢基礎年金	年金事務所
障害基礎年金	当市区町村窓口
遺族基礎年金	当市区町村窓口
遺族年金	当市区町村窓口

年金のご相談

問い合わせ先	電話番号 (FAX番号)	受付時間
〇〇年金事務所	05-0000-0000	平日：〇時～〇時 土日祝：〇時～〇時
市内の年金相談センター	05-0000-0000	平日：〇時～〇時 土日祝：〇時～〇時
なんさんダイヤル	0570-05-1165	平日：〇時～〇時 土日祝：〇時～〇時
〇〇市区町村窓口	05-0000-0000 (00-0000-0000)	平日：〇時～〇時 土日祝：〇時～〇時

MC :

その他、巻末には、年齢早見表や年金請求窓口の案内などが掲載されています。亡くなった方が老齢基礎年金を受け取っていた場合の請求窓口は年金事務所となります。

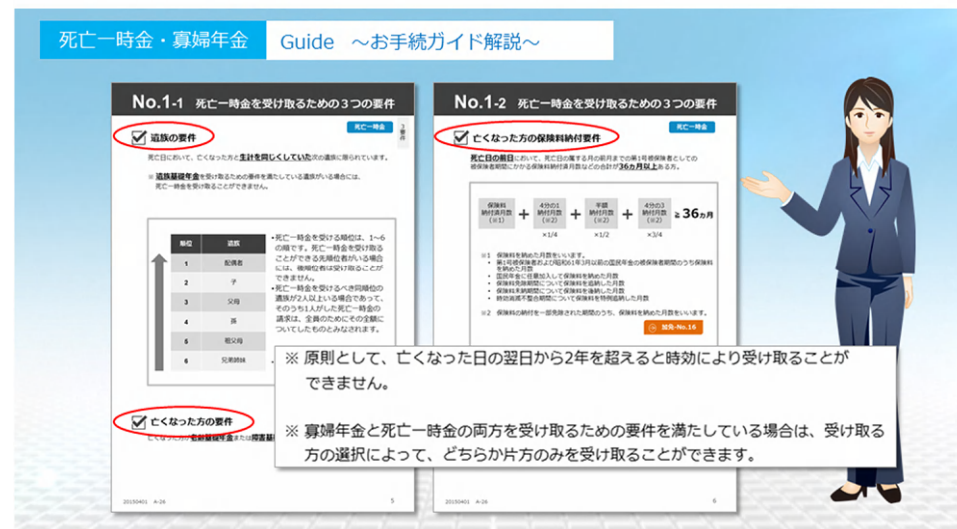


MC :
未支給年金お手続きガイドの説明はここまでとなります。

それでは最後に、「死亡一時金・寡婦年金 お手続きガイド」について確認していきます。

このお手続きガイドには、死亡一時金、寡婦年金それぞれについて受給要件や手続きに必要な情報が記載されています。どちらの給付の案内であるか各カード右上のアイコンを確認して間違わないようにしてください。

なお、死亡一時金と寡婦年金の両方を受け取るための要件を満たしている場合、どちらか一方を選択して受け取ることになるため、お手続きガイドも1つにまとめられています。



MC : (No.1 死亡一時金を受け取るための3つの要件)
No.1から No.5までは死亡一時金についてのお手続きカードです。

No.1のお手続きカードは、死亡一時金を受け取るための「遺族の要件」「亡くなった方の要件」および「亡くなった方の保険料納付要件」について説明しています。死亡一時金を受け取れる遺族の優先順位は決まっているため、他に先順位者や同順位者がいないかどうか注意が必要です。

また、原則として、亡くなった日の翌日から2年を超えると時効により受け取ることができませんので注意してください。

死亡一時金・寡婦年金 Guide ～お手続きガイド解説～

No.2-1 生計同一関係とは

☒ 生計同一関係の認定要件

1. Aが配偶者または子

① 死に直前にAが死に者と被保険者上同一世帯に属していたとき
 ② 死に直前にAが死に者と被保険者上世帯を異にしていたが、住所が被保険者上同一であったとき
 ③ 死に直前にAと死に者の住所が被保険者上異なっていたが、死ぬまでの間に同居したとき
 ア 配偶者にし、かつ、介護生活上の準拠を一つにしていること認められるとき
 イ 配偶者、親子または兄弟姉妹等との世帯を異にしないこと、かつ、介護生活上の準拠を一つにしていること認められるとき
 (1) Aが死に直前より、または死に直前に、生活費、療養費等の経済的負担を受けていたこと
 (2) 死に直前の間に一定期間に亘り、同居があったこと

2. 自己父母、孫、親父母、兄弟姉妹

① 死に直前にAが死に者と被保険者上同一世帯に属していたとき
 ② 死に直前にAが死に者と被保険者上世帯を異にしていたが、住所が被保険者上同一であったとき
 ③ 死に直前にAと死に者の住所が被保険者上異なっていたが、死ぬまでの間に同居したとき
 ア 配偶者にし、かつ、介護生活上の準拠を一つにしていること認められるとき
 イ 配偶者、親子または兄弟姉妹等との世帯を異にしないこと、かつ、介護生活上の準拠を一つにしていること認められるとき
 (1) Aが死に直前より、または死に直前に、生活費、療養費等の経済的負担を受けていたこと
 (2) 死に直前の間に一定期間に亘り、同居があったこと



MC : (No.2 生計同一関係とは)

No.2のカードは、亡くなった方と遺族の生計同一関係の認定要件について説明しています。未支給年金の場合と考え方は同じです。

死亡一時金・寡婦年金 Guide ～お手続きガイド解説～

No.3-1 いくら? -死亡一時金の計算-

保険料を納めた月数	金額
36ヵ月以上180ヵ月未満	120,000円
180ヵ月以上240ヵ月未満	145,000円
240ヵ月以上300ヵ月未満	170,000円
300ヵ月以上360ヵ月未満	220,000円
360ヵ月以上420ヵ月未満	270,000円
420ヵ月以上	320,000円

※ 付加保険料を36ヵ月以上納めていた方は、上記に8,500円が加算されます。

No.3-2 いくら? -死亡一時金の計算-

保険料を納めた月数とは

以下の計算式で算定される月数です。

保険料
(¥12) + 430円3
納付月数
(¥22) + 半額
(¥12) + 430円3
納付月数
(¥22)

※1 死亡日の前日において、死亡日の属する月の前月までの累計で保険料納付期間について保険料を納めた月数をいいます。
 ※2 前年度末の12月31日現在に死亡した場合は、前年度末の12月31日現在の被保険者期間のうち保険料を納めた月数
 ※3 前年度末に加入して保険料を納めた月数
 ※4 前年度末に加入して保険料を納めた月数
 ※5 前年度末に加入して保険料を納めた月数
 ※6 前年度末に加入して保険料を納めた月数



MC : (No.3 いくら? -死亡一時金の計算-)

No.3のカードは、亡くなった方が保険料を納めた月数に応じた死亡一時金の額を記載しています。付加保険料を36ヵ月以上納めていた方は、死亡一時金の額に一律8,500円が加算されることも説明してください。

「保険料を納めた月数」の計算方法についても記載されています。保険料の一部を免除された期間は、そのうち保険料を納めた月数に一定の割合をかけて計算します。

死亡一時金・寡婦年金 Guide ～お手続きガイド解説～

No.4-1 死亡の推定と失踪宣告 死亡一時金

☒ **死亡の推定**

婚姻または婚姻関係が、失踪（宣告）、滅失、もしくは行方不明等となった際、ともに行方不明となった方の生存が3ヶ月間経過後または死亡が3ヶ月以内に明らかになった、死亡の推定がなされる場合があります。その場合は、死亡一時金を受給することができます。滅失、もしくは行方不明となった日に、その方は、死亡したものと推定されます。

3ヶ月間生存が推定されない場合

死亡推定日 → 3ヶ月間 → 請求日

3ヶ月以内に死亡が明らかになったが、死亡の時期が推定されない場合

死亡推定日 → 3ヶ月間 → 請求日

☒ **失踪宣告**

普通失踪

行方不明日から7年が経過した日が死亡日とみなされます。

行方不明日 → 7年間 → 失踪宣告日 → 死亡推定日

特別失踪

特別失踪（失踪、宣告失踪、宣告死亡）に該当する場合は、色紙が貼られた日付推定日とみなされます。

行方不明日 → 1年間 → 失踪宣告日 → 死亡推定日

☒ **要件判定日**

死亡の状況	普通失踪	特別失踪
亡くなった方の婚姻関係の要件	行方不明日	行方不明日
生存時・関係	行方不明日	色紙が貼った日
死亡関係	失踪宣告日	色紙が貼った日



MC：(No.4 死亡の推定と失踪宣告)

No.4のカードは、死亡の推定と失踪宣告について説明しています。遺族基礎年金や寡婦年金の場合と考え方は同じです。

死亡一時金・寡婦年金 Guide ～お手続きガイド解説～

No.5-1 請求後の流れ 死亡一時金

☒ **一時金の決定と受取り**

一時金請求の手続きが終わると、下図のように各種通知書が送付され、一時金を受け取れます。

支給決定の通知 → 一時金の決定と受取り → 一時金の決定と受取り → 一時金の決定と受取り

※ 受取り
一時金が決定されてお支払いできるのは、通知書が送付されてからお支払いの期日までです。

No.5-2 請求後の流れ

● 一時金支給決定通知書

国民年金で一時金の支給額が決定した場合、支給決定通知書が送付されます。



MC：(No.5 請求後の流れ)

No.5のカードは、死亡一時金の請求手続き後一時金を受け取れるまでのおよその日数を説明するときに使用してください。支給決定通知書の見本も掲載しています。

死亡一時金・寡婦年金 Guide ～お手続きガイド解説～

2023/04/03 No.06

MC：(No.6 寡婦年金を受け取るための3つの要件)

No.6から No.13は寡婦年金についてのお手続きカードです。

No.6のカードは、寡婦年金を受け取るための要件として、遺族である妻の要件と亡くなった夫の要件について説明しています。事実婚を含む10年以上の婚姻関係があった夫を亡くした妻が来訪した際にこれらの要件を確認してください。

注意点として、寡婦年金を受け取ることができる間に他の年金を受け取る権利がある場合は、いずれか1つの年金を選択し他の年金給付は支給停止となること、死亡一時金と寡婦年金の両方を受け取る権利がある場合は、いずれか一方の年金を選択し他方は支給されないことなどが記載されていますので、トラブルを防止するためにも必ず説明してください。

死亡一時金・寡婦年金 Guide ～お手続きガイド解説～

2023/04/03 No.07

MC：(No.7 保険料納付済期間、保険料免除期間)

No.7のカードは、寡婦年金の保険料納付要件判定の際に合計される保険料納付済期間と保険料免除期間について説明しています。第2号被保険者期間や第3号被保険者期間は保険料納付済期間に含めませんので注意してください。

MC：(No.8 生計維持・同一関係とは)
No.8のカードは、亡くなった夫と妻の生計維持・同一関係の認定要件について説明しています。遺族基礎年金の生計維持関係の認定要件と考え方は同じです。生計同一要件と収入要件の両方を満たす必要があります。

MC：(No.9いくら？－年金額の計算－)
No.9のカードは、寡婦年金の年金額の計算方法について説明しています。寡婦年金の額は、夫の第1号被保険者期間だけで計算した老齢基礎年金額の4分の3となります。

老齢厚生年金など他の給付との選択が必要な場合には、年金額を比較して検討するためにこのカードを使用してください。受給開始年齢などによっては、死亡一時金を受け取ったほうが有利な場合もありますので必ず確認するようにしてください。

死亡一時金・寡婦年金 Guide ～お手続きガイド解説～

MC: (No.10 いつからいつまで受け取れる?)

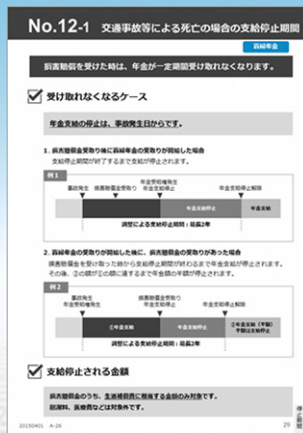
また、寡婦年金をいつまで受け取れるかについても記載しています。妻が65歳に達したときなど受給権が消滅する状況について説明してください。

死亡一時金・寡婦年金 Guide ～お手続きガイド解説～

MC : (No.11 死亡の推定と失踪宣告)

No.11のカードは、死亡の推定と失踪宣告について説明しています。遺族基礎年金や死亡一時金の場合と考え方は同じです。

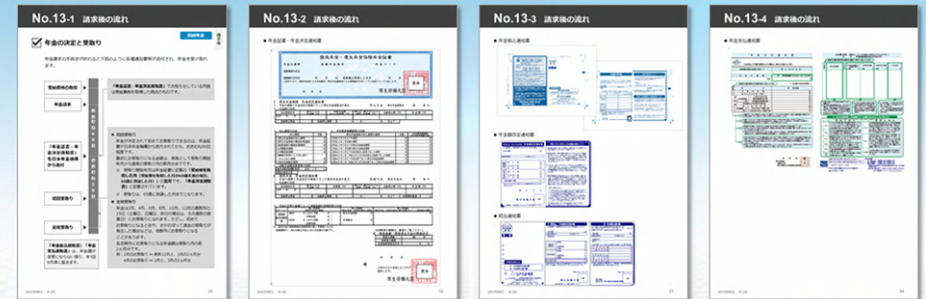
死亡一時金・寡婦年金 Guide ～お手続ガイド解説～



MC：(No.12 交通事故等による死亡の場合の支給停止期間)

No.12のカードは、交通事故等による事故で死亡し損害賠償を受けたときに年金が一定期間受け取れなくなる場合があることを説明しています。遺族基礎年金の場合と考え方は同様です。

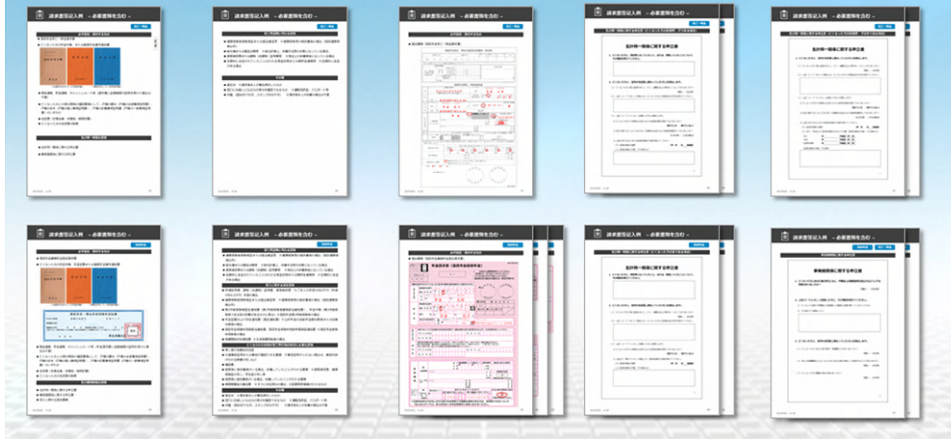
死亡一時金・寡婦年金 Guide ～お手続ガイド解説～



MC：(No.13 請求後の流れ)

No.13のカードは、寡婦年金の請求手続き後の流れや日本年金機構から送付される年金証書・年金決定通知書などの見本を掲載しています。

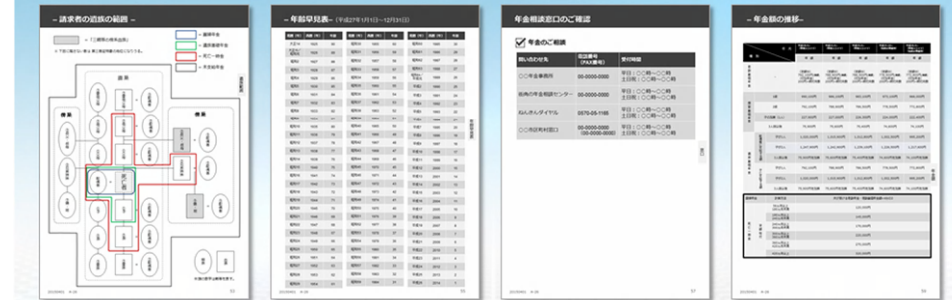
死亡一時金・寡婦年金 Guide ～お手続きガイド解説～



MC :

その他、死亡一時金、寡婦年金それぞれについて必要書類の一覧や請求書記入例、添付書類の見本が掲載されています。

死亡一時金・寡婦年金 Guide ～お手続きガイド解説～



MC :

また、年金を請求できる遺族の範囲や年金相談窓口のご案内、年齢早見表なども掲載されていますので必要に応じて参照してください。



MC：

さて、「遺族基礎年金」「未支給年金」「死亡一時金・寡婦年金」の業務支援ツールについてひと通り説明してきました。亡くなった方の遺族が来訪された際には、これらの業務支援ツールの中から必要なツールを適切に選択し、正確でスムーズな案内を行うようにしてください。